

1 委員会審議経過

【総務委員会】

(1) 審議概観

第146回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件（うち本院先議2件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類63件のうち、1種類21件を採択した。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、平成11年8月11日の給与についての人事院勧告を完全実施するため、指定職及び本省課長級職員を除く一般職国家公務員の俸給月額の改定、福祉職俸給表の新設、期末手当等の支給額引き下げ、基準日に育児休業中の職員への期末・勤勉手当の支給等の措置を講じようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、秘書官の俸給月額を改定しようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、今回の年間給与引き下げの基本的考え方、労働基本権制約の代償措置である人勧制度の在り方等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、一般職給与法等改正案に対して2項目の附帯決議が付された。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成9年3月6日付けの意見の申出にかんがみ、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成及び行政運営の活性化を図るため、一般職の職員を期間を定めて民間企業の業務に従事させること、及び、民間企業に雇用されていた者を任期を定めて一般職の職員に採用すること等について定めようとするものである。

委員会においては、官民交流の規模とその効果、民間企業との交流に伴う官民癒着の懸念、効率性を追求する民間企業と公務の性格の相違等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対して2項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月9日、一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聞いた。

また、11月11日、人事院勧告に対する政府の対応に関する件、軍人恩給改善に関する件、選択的夫婦別氏制問題に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件、PKF本体業務の凍結解除とPKO参加5原則に関する件、定員削減と公務員の残業に関する件等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成11年11月9日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

○平成11年11月11日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 人事院勧告に対する政府の対応に関する件、軍人恩給改善に関する件、選択的夫婦別氏制問題に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件、P K F 本体業務の凍結解除とP K O 参加5原則に関する件、定員削減と公務員の残業に関する件等について青木内閣官房長官、統総務庁長官、長峯総理府政務次官、持永総務政務次官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第65号)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第66号)

以上両案について統総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、持永総務政務次官、長峯総理府政務次官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第65号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

(閣法第66号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第65号)について附帯決議を行った。

○平成11年12月14日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律案（第145回国会閣法第113号）（衆議院送付）について統総務庁長官から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴き、同長官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
- (第145回国会閣法第113号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 請願第13号外20件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第118号外41件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第65号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成11年8月11日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額を改定する。
- 2 身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員の処遇の適正化を図るため、これらの職員を対象とした福祉職俸給表を新設する。
- 3 宿日直手当について、通常の宿日直勤務の勤務1回に係る支給額の限度額を4,200円（現行4,000円）に引き上げる等の措置を講ずる。
- 4 平成11年度における期末手当及び期末特別手当について、3月期の支給割合を100分の50（現行100分の55）に、12月期の支給割合を100分の165（現行100分の190）（特定幹部職員の期末手当にあつては、100分の145（現行100分の170））にそれぞれ引き下げる。
- 5 平成12年度以降における期末手当及び期末特別手当について、3月期の支給割合を100分の55に、6月期の支給割合を100分の145（現行100分の160）（特定幹部職員の期末手当にあつては、100分の125（現行100分の140））に、12月期の支給割合を100分の175（特定幹部職員の期末手当にあつては、100分の155）にする。
- 6 期末手当、勤勉手当又は期末特別手当の基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、それぞれ期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給する。
- 7 任期付研究員に適用する全俸給表の全俸給月額を改定する。
- 8 本法律は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。ただし、福祉職俸給表、宿日直手当、育児休業に関する改正規定は平成12年1月1日から、平成12年度以降における期末手当及び期末特別手当に関する改正規定は平成12年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府並びに人事院は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることを踏まえ、政府は人事院勧告制度を引き続き尊重するとともに、人事院は官民給与の精確な比較等により公務員給与の適正な水準の維持・確保に努めること。
- 一 国民の公僕たる公務員は、国民から疑惑を招くことのないよう一層の綱紀の肅正に努めること。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第66号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、秘書官の俸給月額について、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定を行おうとするものである。

なお、本法律は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案（第145回国会閣法第113号）

【要 旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成9年3月6日付けの意見の申出にかんがみ、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成及び行政運営の活性化を図るため、一般職の職員を期間を定めて民間企業の業務に従事させる交流派遣及び民間企業に雇用されていた者を任期を定めて一般職の職員に採用する交流採用の制度を創設するとともに、防衛庁の職員についても同様の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 各省庁の長は、部内の職員について、その同意を得て、人事院提示の名簿に記載のある公募された民間企業に交流派遣をすることを人事院に要請することができる。人事院総裁は、当該要請に係る交流派遣の実施計画が本法律の規定等に適合すると認定した場合には、当該職員を人事院事務総局の官職に任命し、民間企業への交流派遣を実施する。人事院総裁は、交流派遣の実施に当たっては、当該要請に係る民間企業（以下「派遣先企業」という。）との間において、交流派遣される職員の労働条件等についての取決めを締結しなければならない。
- 2 交流派遣の期間は、原則として3年を超えることができない。交流派遣をされた職員（以下「交流派遣職員」という。）は、人事院総裁と派遣先企業との間の取決めに従って、派遣先企業との間で労働契約を締結し、派遣先企業の業務に従事する。交流派遣職員は、その交流派遣の期間中、職務に従事することができず、また、交流派遣の期間中、給与は支給されない。
- 3 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関に対してする申請に関する業務等に従事してはならず、また、派遣先企業における業務を行うに当たり、職員たる地位や交流派遣前に官職を占めていたことによる影響力を利用してはならない。交流派遣職員が本法律等に違反した場合は、懲戒処分をすることができる。
- 4 交流派遣職員は、その交流派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。また、人事院総裁は、交流派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに交流派遣職員を職務に復帰させなければならない。なお、復帰した職員については、任命権者は、復帰の日から起算して2年間は、派遣先企業と密接な関係にある官職に就けてはならない。
- 5 交流派遣職員に関し、国家公務員共済組合法等について特例を定め、また、交流派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、俸給月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

- 6 任命権者は、人事院提示の名簿に記載のある公募された民間企業に雇用されていた者について交流採用をすることができる。任命権者は、交流採用をしようとするときは、あらかじめ、その実施に関する計画を記載した書類を提出して、人事院の認定を受け、また、交流採用時には、民間企業との間において、当該交流採用に係る任期が満了した場合の再雇用に関する取決めに締結しておかなければならない。
- 7 交流採用に係る任期は、原則として3年を超えない範囲内で任命権者が定め、任命権者は、交流採用をされる者にその任期を明示しなければならない。
- 8 任命権者は、交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）を当該職員が雇用されていた民間企業（以下「交流元企業」という。）と密接な関係にある官職に就けてはならない。交流採用職員は、その任期中、いかなる場合においても、交流元企業の地位に就き、又はその事業等に従事してはならない。交流採用職員が本法律等に違反した場合は、懲戒処分をすることができる。
- 9 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、前年に実施された交流派遣及び交流採用について必要な事項を報告しなければならない。
- 10 防衛庁の職員への準用規定等を設ける。
- 11 本法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、交流派遣職員及び交流採用職員が国家公務員倫理法に違反した場合にも懲戒処分が可能となる旨の修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府並びに人事院は、国と民間企業との間の人事交流の実施に当たっては、全体の奉仕者としての公務員の基本的性格にかんがみ、次の事項の徹底を期すべきである。

- 一 交流派遣職員の職務復帰後における派遣先企業との間において国民の疑惑や不信を招く事態を生じないようにすること。
- 一 交流採用職員の離職後における国家公務員法第100条第1項の守秘義務に関する規定の趣旨の徹底を図ること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
65	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案	参	11. 11. 8	11. 11. 10	11. 11. 11 可 附帯決議	11. 11. 12 可 決	11. 11. 12 内 閣	11. 11. 16 可 附帯決議	11. 11. 18 可 決
66	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11. 8	11. 10	11. 11 可 決	11. 12 可 決	11. 12 内 閣	11. 16 可 決	11. 18 可 決
145 ／ 113	国と民間企業との間の人事交流に関する法律案	衆	4. 28	12. 10	12. 14 可 附帯決議	12. 14 可 決	10. 29 内 閣	12. 7 修 正 附帯決議	12. 9 修 正